

総管管第 92 号
令和 6 年 11 月 11 日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 澤田 道隆 殿

総務大臣
村上 誠一郎
(公印省略)

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び
「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を
求める。

(別紙)「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」新旧対照表

【独立行政法人の目標の策定に関する指針】

現行	改定案
<p>I 本指針について</p> <p>3 本指針の対象</p> <p>本指針の対象は次のとおりである。</p> <p>(1)中期目標管理法 通則法第 29 条第1項に定める、3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標(中期目標) (注)日本私立学校振興・共済事業団法第 26 条第1項により準用される通則法第 29 条第1項に基づき策定する同事業団の助成業務についての中期目標を含む。</p> <p>(2)国立研究開発法人 通則法第 35 条の4第1項に定める、5年以上7年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標(中長期目標)</p> <p>(3) 略</p>	<p>I 本指針について</p> <p>3 本指針の対象</p> <p>本指針の対象は次のとおりである。</p> <p>(1)中期目標管理法 通則法第 29 条第1項に定める、3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標(中期目標) (注)日本私立学校振興・共済事業団法第 26 条第1項により準用される通則法第 29 条第1項に基づき策定する同事業団の助成業務についての中期目標を含む。</p> <p>(2)国立研究開発法人 通則法第 35 条の4第1項に定める、5年以上7年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標(中長期目標) <u>(注)国立健康危機管理研究機構法(以下「機構法」という。)第 27 条第1項に基づき策定する中期目標(同条第2項第1号に掲げる事項に係るものを除く。)については、機構法第 43 条において読み替えて準用される通則法第 28 条の2第1項の指針として、国立研究開発法人の規定(Ⅲの3を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中通則法第 35 条の4第2項第2号から第5号までは機構法第 27 条第2項第2号から第5号までに、「中長期計画」は「中期計画」に読み替え、研究開発に関する審議会について行うこととされている事項は、研究開発審議会について行うものとする。</u></p> <p>(3) 略</p>

【独立行政法人の評価に関する指針】

現行	改定案
<p>I 本指針について</p> <p>3 本指針の適用範囲</p> <p>本指針の適用範囲は次のとおりである。</p> <p>(1)中期目標管理法人</p> <p>① 通則法第 32 条第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価(年度評価)</p> <p>② 中期目標期間における業務の実績の評価(中期目標期間評価)</p> <p>i・ii 略</p> <p>(注)日本私立学校振興・共済事業団法第 26 条第 1 項により準用される通則法第 32 条第 1 項に基づく同事業団の助成業務の実績の評価については、「II 中期目標管理法人の評価に関する事項」の規定を適用する。</p> <p>(2)国立研究開発法人</p> <p>① 通則法第 35 条の 6 第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価(年度評価)</p> <p>② 中長期目標期間における業務の実績の評価(中長期目標期間評価)</p> <p>i～iii 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>I 本指針について</p> <p>3 本指針の適用範囲</p> <p>本指針の適用範囲は次のとおりである。</p> <p>(1)中期目標管理法人</p> <p>① 通則法第 32 条第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価(年度評価)</p> <p>② 中期目標期間における業務の実績の評価(中期目標期間評価)</p> <p>i・ii 略</p> <p>(注)日本私立学校振興・共済事業団法第 26 条第 1 項により準用される通則法第 32 条第 1 項に基づく同事業団の助成業務の実績の評価については、「II 中期目標管理法人の評価に関する事項」の規定を適用する。</p> <p>(2)国立研究開発法人</p> <p>① 通則法第 35 条の 6 第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価(年度評価)</p> <p>② 中長期目標期間における業務の実績の評価(中長期目標期間評価)</p> <p>i～iii 略</p> <p><u>(注)国立健康危機管理研究機構法(以下「機構法」という。)第 30 条第 1 項及び第 2 項に基づく評価については、機構法第 43 条において読み替えて準用される通則法第 28 条の 2 第 1 項の指針として、国立研究開発法人の規定を準用する。この場合において、これらの規定中通則法第 21 条の 2 第 1 項ただし書は機構法第 12 条第 1 項ただし書に、通則法第 28 条の 4 は機構法第 31 条に、通則法第 35 条の 6 第 3 項、第 4 項、第 7 項及び第 8 項は機構法第 30 条第 3 項、第 4 項、第 7 項及び第 8 項に、通則法第 35 条の 7 第 1 項は機構法第 32 条第 1 項に、「中長期目標」及び「中長期計画」は「中期目標」及び「中期計画」に読み替え、研究開発に関する審議会について行うこととされている事項は、研究開発審議会について行うものとする。</u></p> <p>(3) 略</p>